

岐阜県郡上市高鷲町鮎走白山神社に伝わる

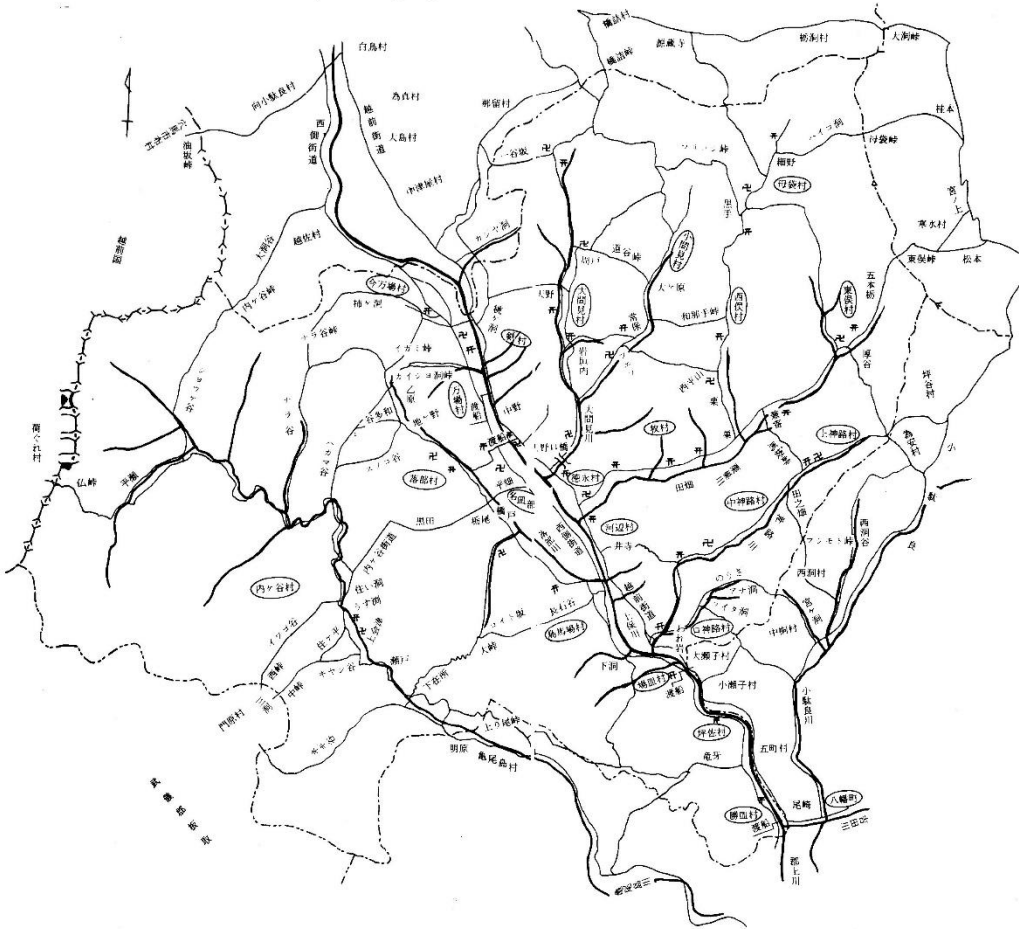
慶應四年「神仏分離令」についての対応記録

この文書は、郡上市高鷲町の鮎走白山神社に伝わるもので、慶應四年（一八六八年）の太政官が出した「神仏分離令」に対して各村々の神社の対応を神主がメモしたものだと思われます。

鷲見郷だけでなく郡中の村々の神社とその由来が書かれている点が興味深く、特に小駄良街道を中心とした村々が多いと思われます。いくつかの疑問

- 一、 高鷲の外の村の神社はなぜ書かれていないのか？
- 二、 どういう経緯でこの記録が書かれたのか？
- 三、 高鷲はイザナミの方が多く
- 四、 大権現を大神にして届けただけか？
- 五、 長龍寺のような神仏習合の神社は困ったと思われるが？

図(1) 本村近世末期交通略図



神仏分離令の出された経緯

明治維新の精神的な支柱である平田国学によって、それまでの神社に当然のようにあった神仏習合の習慣を明確に分けること。山伏は神か仏か分けられない位置にあったので一番打撃を受けた。

受けた。

もう一つ経済的な狙いは、神や仏の土地では自由に都市計画ができない。神仏の土地や山林の売買も自由にできるようなにした。神主も一部は地方公務員になった。

これらの詳しい経緯については「太政官の布告」を最後に載せてあるので参考にしてください。

二〇二四年一二月

翻刻文の責任：上村

(地図：大和村史より)

江戸時代の街道と村の地図

西洞村

此神は白山大権現と
是迄奉願候。今度お改
に付以来は白山大神
と相頼候。
祭神の儀は伊ざなミ・
大穴むちの命
祭日は七月七日御酒
祭礼の事。開基は明和
年中

西洞村

此神は白山大権現と
是迄奉願候。今度お改
に付以来は白山大神
と相頼候。
祭神の儀は伊ざなミ・
大穴むちの命
祭日は七月七日御酒
祭礼の事。開基は明和
年中

鷺見村

此神は白山大権現と
是迄奉願候。今度お改
に付以来は白山大神
と相改
祭神の儀は伊邪那ミ
の命、開基は永徳年中
の事それより何年は
相わからず

鷺見村

此神は白山大権現と
是迄奉願候。今度お改
に付以来は白山大神
と相改
祭神の儀は伊邪那ミ
の命、開基は永徳年中
の事それより何年は
相わからず

慶應四年

向後村

慶應四年

向後村

此神は白山大権現と
是迄奉願候。今度御改
に付以来は白山大神
と相改候。祭日は大穴ム
チの命、祭礼は八月十
五日御酒ばかり
右の通り

向鷺見村

当村此神白山大権現
と奉願候。開基は文正
年中御座候。今度御改
に付以来は白山大神
相改候。祭日は大穴ム
チの命、祭礼は八月十
五日御酒ばかり
右の通り

切立村

此神は白山大権現と
是迄奉願又申候。開基
は承和年中
今度御改につき白山
大神と相改め候。祭神
は大穴ムチ命、祭礼は
八月、御酒ばかり

切立村

此神は白山大権現と
是迄奉願又申候。開基
は承和年中
今度御改につき白山
大神と相改め候。祭神
は大穴ムチ命、祭礼は
八月、御酒ばかり

阿多岐村

一当村此神三社共白山大権現
とは迄奉願求候。
今度御改付白山大神と相改候
日宇も二社は開基元禄天明こ
ろの事
以来はわからず
祭神は二社とも伊弉諾の命
板くら一社は祭神伊弉諾の命
祭礼三社に八月朔日御酒の事
板くらは長享年中の開基也。
（橋詰・藤林・高久村）
畑ヶ谷村 折三ヶ村 橋詰
栃洞村

阿多岐村

知火谷村
此神は白鳩大権現と奉願来候。
開基文明年中
今度御改に付白鳩大明神と相
改候。祭神は志ほこおんの命
（彦火火出見尊か）
祭礼八月五日大かぐら
祭礼の事

一当村此神三社共白山大権現
とは迄奉願求候。
今度御改付白山大神と相改候
日宇も二社は開基元禄天明こ
ろの事
以来はわからず
祭神は二社とも伊弉諾の命
板くら一社は祭神伊弉諾の命
祭礼三社に八月朔日御酒の事
板くらは長享年中の開基也。
（橋詰・藤林・高久村）
畑ヶ谷村 折三ヶ村 橋詰
栃洞村

栃洞村

此神は白山大権現と奉願来候。
開基は文明年中も今度御
改付白山大神相改候。
祭神は伊弉諾・伊邪那美命
祭礼は八月十五日の事

栃洞村

此神は白山大権現と奉願来候。
開基は文明年中も今度御
改付白山大神相改候。
祭神は伊弉諾・伊邪那美命
祭礼は八月十五日の事

野添村

此神は白山大権現と奉願来候。
開基は文明年中も今度御
改付白山大神相改候。
祭神は伊弉諾・伊邪那美命
祭礼は八月十五日の事

野添村

此神は貴船大明神と
奉座。一社は白山大権現
今度御改付白山大神
相改候。開基は二社共享和年
中、祭礼は七月廿日
おおかぐら祭の事

中西村

此神は白山大権現と奉願来候。
開基は永徳年中也
祭礼八月

中西村

一此神 とし明（神）と
奉貢、祭神はをものよきの命
此度相改候付
開基は永徳年中也
祭礼八月

因祀と永徳年中也
祭神

陰地村

此神ひしやにんおんと
奉貢。祭神の儀はくすの
き命右の通り祭礼は
七月二十二日

陰地村

此神ひしやにんおんと
奉貢。祭神の儀はくすの
き命右の通り祭礼は
七月二十二日

名留村

此神白山大権現と
くまの大権現二社有
祭神は

名留村
此神白山大権現と
くまの大権現二社有
祭神は

奥大間見村

奥大間見村
当村此神白山大権現
奉申候。開基永禄
今度御改付白山大神

奥大間見村
当村此神白山大権現
奉申候。開基永禄
今度御改付白山大神

奥大間見村

奥大間見村
当村此神白山大権現
奉申候。開基永禄
今度御改付白山大神
祭神大穴ムチのみこと
祭礼は八月十六日

奥大間見村

奥大間見村
当村此神白山大権現
奉申候。開基永禄
今度御改付白山大神
祭神大穴ムチのみこと
祭礼は八月十六日

大間見村

大間見村
当村此神牛頭天王と
奉申、八幡大神申来候。
今度御改付八幡大神
祭日は八月朔日
開基寛文中

大間見村

大間見村
当村此神牛頭天王と
奉申、八幡大神申来候。
今度御改付八幡大神
祭日は八月朔日
開基寛文中

小間見村

小間見村
当村此神
諏訪大明神と奉申候。
開基元禄、祭礼七月朔日
御酒祭礼

小間見村

小間見村
当村此神
諏訪大明神と奉申候。
開基元禄、祭礼七月朔日
御酒祭礼

常村代神

常村代神
今度御改付白山大神

母袋村

當村此神白山大権現

奉申候。開基

今度御改付大神

相改候。祭神伊座ナギ、

伊座ナミ命、祭礼は八月

十三日

西俣村

當村此神白山大権現

西俣村

當村此神白山大権現

奉申。開基

御改付白山大神

祭神伊座ナミの命

祭礼八月朔日、かぐら

東俣村

當村此神白山大権現

東俣村

當村此熊野大権現

奉申候。今度御改付熊野

大明神、祭神は

祭礼八月朔日

御酒ばかり

為安村

當村此神白山大権現

奉申来候。開基

祭礼は八月朔日御酒祭礼

坪谷村

當村此神白山大権現

當村此神山王大権現

奉申、今度御改付

日吉大神、日吉大権現

祭礼九月

御酒祭の事

戒佛村

當村此神白山大権現

戒佛村

當村此神白山大権現

奉申、開基 今度御改

白山大神 祭神大穴ムチ

八まん一社あり

野原田村

當村此神白山大権現

深皿村
御祭
御祭

深皿村
当村此神白山大権現奉
申候。

常村此神白山大権現奉
申候。

開基貞 今度御改
以来白山大神、祭礼祭神

今度改付白山大神

切り

是本村 中切村

西洞村 印雀村

原村

若此神は南宮大明神

奉申候。御改候。

祭日七月朔日かぐら

若此神は南宮大明神
奉申候。御改候。

鳩畑村此神は

大御前奉申候

開基

中神地村

御祭

中神地村

常村此神白山大権現奉
申候。

中神路村
当村此神白山大権現
奉申候。

御祭

開基よろう六年

今度改付白山大神

今度御改白山大神祭
神イザナギ・イザナ

御祭

ミ

宮白山大神二神

劍村此神は金劍

今度改付白山大神

宮白山大権現二神

奉申候。御改候。

今度改付白山大神

祭神はイザナギ・イ

ザナミみこと

御祭

祭礼八月十五日かぐ

中津屋村此神八まん
大明神奉申、開基

中津屋村此神八まん
大明神奉申、開基

参考のため「太政官布告」

(https://www.7b.biglobe.ne.jp/~s_minaga/s_tatu.htm) より

○太政官布告 慶応四年三月十三日

此度 王政復古神武創業ノ始ニ被為基、諸事御一新、祭政一致之御制度ニ御回復被遊候ニ付テ、先ハ第一、神祇官御再興御造立ノ上、追追諸祭奠モ可被為興儀、被仰出候、依テ此旨 五畿七道諸国ニ布告シ、往古ニ立歸リ、諸家執奏配下之儀ハ被止、普ク天下之諸神社、神主、禰宜、祝、神部ニ至迄、向後右神祇官附属ニ被仰渡間、官位ヲ初、諸事万端、同官へ願立候様可相心得候事

但尚追追諸社御取調、并諸祭奠ノ儀モ可被仰出候得共、差向急務ノ儀有之候者ハ、可訴出候事

※神社に於ける僧職の復飾の命令が発せられる。明治維新まで、一部の例外を除き神社（権現・明神）は仏教僧侶の支配下にあった。つまり普通に、別当・社僧が神を祭祀、寺社領・財政を管理、堂塔を営繕、人事を差配してきたのが実態であった。八幡・伊勢・天神・稲荷・熊野・諏訪・牛頭天王・白山・日吉（山王）・春日・鹿島・香取・愛宕・三島・大山祇・金毘羅・住吉・大歳・厳島・貴船・恵比寿・浅間・秋葉・荒神・賀茂・氷川・東照権現・・・など神仏分離が近世に強行された一部の神社を除き、神社は寺院（僧侶）の従属物であった。あるいは神と仏は同列に祀られ、神殿と仏堂が同居し、神殿に仏像・仏器が置かれ、僧侶が神に奉仕し、神前で読経などが行われるなどが普通の光景であった。

○神祇事務局ヨリ諸社へ達 慶応四年三月十七日

今般王政復古、旧弊御一洗被為在候ニ付、諸国大小ノ神社ニ於テ、僧形ニテ別当或ハ社僧抔ト相唱へ候輩ハ、復飾被仰出候、若シ復飾ノ儀無余儀差支有之分ハ、可申出候、仍此段可相心得候事、但別当社僧ノ輩復飾ノ上ハ、是迄ノ僧位僧官返上勿論ニ候、官位ノ儀ハ追テ御沙汰可被為在候間、当今ノ処、衣服ハ淨衣ニテ勤仕可致候事、右ノ通相心得、致復飾候面々ハ、当局へ届出可申者也

※王政復古・祭政一致が宣言され、神祇官再興が布告される。

○神祇官事務局達 慶応四年三月二十八日

一、中古以来、某権現或ハ牛頭天王之類、其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不少候、何レモ其神社之由緒委細に書付、早早可申出候事、但勅祭之神社 御宸翰勅額等有之候向ハ、是又可伺出、其上ニテ、御沙汰可有之候、其余之社ハ、裁判、鎮台、領主、支配頭等へ可申出候事、

一、仏像ヲ以神体ト致候神社ハ、以来相改可申候事、附、本地抔と唱へ、仏像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口、梵鐘、仏具等之類差置候分ハ、早々取除キ可申事、右之通被 仰出候事

※神号を仏号で称えることの由来書の提出及び神社・神前から仏教的要素の排除を命ずる。

○太政官布告 慶応四年四月十日

諸国大小之神社中、仏像ヲ以テ神体ト致シ、又ハ本地抔ト唱へ、仏像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口、梵鐘、仏具等差置候分ハ、早取除相改可申旨、過日被仰出候、然ル処、旧来、社人僧侶不相善、氷炭之如ク候ニ付、今日ニ至リ、社人共俄ニ威権ヲ得、陽ニ御趣意ト称シ、実ハ私憤ヲ齊シ候様之所業出来候テハ、御政道ノ妨ヲ生シ候而已ナラス、紛擾ヲ引起可申ハ必然ニ候、左様相成候テハ、実ニ不相濟儀ニ付、厚ク令顧慮、緩急宜ヲ考へ、穩ニ取扱ハ勿論、僧侶共ニ至リ候テモ、生業ノ道ヲ可失、益国家之御用相立候様、精々可心掛候、且神社中ニ有之候仏像仏具取除候分タリトモ、一々取計向伺出、御指図可受候、若以来心得違致シ、粗暴ノ振舞等有之ハ、屹度曲事可被仰出候事、但 勅祭之神社、御震翰、勅額等有之向ハ、伺出候上、御沙汰可有之、其余ノ社ハ、裁判所、鎮台、領主、地頭等へ、委細可申出事、

※神仏判然の主旨と「私憤ヲ齊シ候様之所業」、「粗暴ノ振舞等」への戒めがあるが、全国各地で極端な廃仏が巻き起こったことの証左であろう。

○太政官達 慶応四年四月二十四日

此度大政御一新ニ付、石清水、宇佐、筥崎等、八幡宮大菩薩之称号被為止、八幡大神ト奉称候様被：仰出候事

※八幡大菩薩号の停止の命令

○太政官達 慶応四年閏四月四日

今般諸国大小之神社ニオイテ神仏混淆之儀ハ御禁止ニ相成候ニ付、別当社僧之輩ハ、還俗ノ上、神主社人等之称号ニ相転、神道ヲ以勤仕可致候、若亦無処差支有之、且ハ佛教信仰ニテ還俗之儀不得心之輩ハ、神勤相止、立退可申候事、

但還俗之者ハ、僧位僧官返上勿論ニ候、官位之儀ハ追テ御沙汰可有之候間、当今之処、衣服ハ風折烏帽子浄衣白差貫着用勤仕可致候事、

是迄神職相勤居候者ト、席順之儀ハ、夫々伺出可申候、其上御取調ニテ、御沙汰可有之候事、

○神祇事務局ヨリ諸国神職へ達 慶応四年閏四月十九日

一、神職之者ハ、家内ニ至迄、以後神葬相改可申事、
一、今度別当社僧還俗之上者、神職ニ立交候節モ、神勤順席等、先是迄之通相心得可申事、